

# ホイールローダリース契約仕様書

## 1 リース車両（以下「車両」という。）の仕様

別紙2、ホイールローダ仕様書のとおり。

## 2 リース期間及び納入保管場所

- (1) リース期間 車両を納入した日から5年間  
公社と受注者が協議のうえ納入日を決定する。
- (2) 納入場所 広島市南区出島4丁目1番4号  
広島港出島地区廃棄物等埋立処分場内
- (3) 保管場所 納入場所に同じ。

## 3 ホイールローダの運用の状況

- (1) 新規登録 構内専用車両のため新規に道路運送車両法の登録はしない。
- (2) 走行路 アスファルト及びコンクリート舗装
- (3) 稼働時間 1,000時間/年
- (4) 用途 一般および産業廃棄物の掻寄せ積み

## 4 契約内容等

- (1) 契約内容
  - ア 車両のリース
  - イ 車両の点検、メンテナンス（以下「メンテナンス」という。）
- (2) メンテナンス内容
  - ア 定期点検（油脂類等交換と連携）
  - イ 労働安全衛生法に定められた特定自主検査（1回/年）
  - ウ エンジンオイル等油脂類交換、補充
  - エ フィルター・エレメント類の交換
  - オ その他、走行及び機械性能維持に必要な点検、修理及び交換等（新車点検を含む）
  - カ メンテナンス等で発生した廃棄物の適正処分
- (3) メンテナンスに含まれないもの
  - ア 日常点検
  - イ 燃料代
  - ウ 経年劣化による車両本体及び付属品の腐食、退色に伴う修理、交換等
  - エ 公社の過失によるボディー損傷等のトラブルの処理費用
- (4) リース料に含まれるもの
  - ア 車両本体及び付属品のリース
  - イ 4（2）に定めるメンテナンス費用

## 5 車両の納入

車両の納入は、公社が行う検査に合格した後、公社と受注者が協議のうえ納入日を決定し指定する納入場所において行うものとする。

なお、再リースの場合は、公社と受注者が賃貸借契約を締結している車両の継続配置をもって引渡されたものとする。

ただし、当該日までに引渡しができない相当の理由があると公社が認めた場合は、この限りではない。

## 6 リース料の支払い

次のいずれかの方法によって、公社はリース料を支払う。

- (1) 受注者は、1か月ごとに期間満了後のリース料を公社に請求するものとし、発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内にリース料を支払う。
- (2) 受注者は、各月ごとのリース料の一覧表を別途公社に提出するものとし、公社は契約時に口座振替用紙に記入した口座による各月ごとの引き落とし(初回のみ2か月分)によって、リース料を支払う。(毎月自動引き落とし)

## 7 事故処理

公社の過失により、車両が損傷したときは、公社は速やかに受注者に報告するとともに、公社の負担により車両を修理するものとする。

## 8 メンテナンスの留意事項

- (1) リース会社の窓口、担当者、連絡網等を明確にすること。
- (2) 故障等により使用に支障が生じるような場合は、誠意を持って協議のうえ対応すること。
- (3) 契約締結後、当該年度の点検、整備計画を提出すること。
- (4) 点検、整備を行う場合は、可能な限り業務の支障とならないよう協議、調整すること。
- (5) 点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。

## 9 車両の返還等

リース期間満了後は、速やかに車両を引き取ること。

ただし、公社がリース期間満了後も引き続き車両のリースを希望する場合は、公社及び受注者が協議のうえ、再リース契約を締結することができる。

## 10 その他

- (1) 車両メーカーの責による、瑕疵等(リコール等)の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行できる状態となるよう協力すること。
- (2) リース期間満了時の残価精算を行う。
- (3) 各種補助金の申請をする場合は、リース会社において手続きを行い、公社はそれに協力する。  
この場合、入札時のリース料は補助金適用を前提として算出すること。なお、入札後に補助金の受付終了や補助額の改正等があった場合の取扱については、公社と受注者が協議のうえ決定する。